

平成22年6月8日(火)
午後2時から午後4時まで
行政庁舎6階 611会議室

配布資料

- 資料1：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)
- 資料2：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)の概要

1 開 会

事務局が開会を宣言し、川名自然保護課長があいさつを行った。

2 あいさつ(川名自然保護課長)

3 報 告

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例(以下「条例」という)第5条第4項の規定に基づき、部会長、副部会長の指名について報告がなされた。

部会長、岩手大学農学部教授 青井 俊樹 様

副部会長、石巻専修大学工学部教授 土屋 剛 様

次に、事務局から本日は構成委員、9名中9名全員が出席しており、条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

4 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、青井部会長が議長となる。

部会長：宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)についてですが、3月の部会で検討いただいた結果を踏まえて、保護管理計画の作成を依頼していたものでございます。それでは、事務局から説明願います。

事務局が3月の部会以降で変更のあった箇所について説明。

部会長：事務局から3月の部会を受けて加筆・修正を行った箇所の説明がありました。特に大きな修正としては、春グマの追い上げをどうするかということで、今回の保護管理計画では削除するというところで、3月の部会からの大きな違いはこの点かと思えます。その辺も含めて皆さんの御意見、御質問をお願いします。

その前に事務局に一言お話しておきたいことがございます。実はこの資料が届いたのが昨日であり、この部会で議論するにはあまりにも時間が少ないです。早めの送付をお願いします。

今回は順を追ってということではなく、全体を通して質問をお願いします。

私から、細かな点はいっぱいあり、途中でお知らせすればよかったのですが、時間が無くて今日になってしまいました。

気になる点は、8ページの学習放獣ですが「試験的に実施する」としているのに、後ろでは「学

習放獣をできるだけ併用して」とかですね、捕獲数が上がった場合には、なるべく追上げとか学習放獣を取り入れてなど、更には積極的に学習放獣を取り入れるような書き方もしているので、この辺の整合性がどうなのかなという感じもしました。いかがでしょうか。

事務局：この保護管理計画の期間が平成24年3月までとなっております、大変短くなっております。ですので、最初は試験的に様子や状況等を見ながら判断していきたいと考えております。その後それが確立されましたら学習放獣を積極的にやっていきたいということが、この表現の背景になっております。整合はなるべく図るようにしていきたいと思っております。

部会長：はい。理由はわかりましたけども、次回の第2次保護管理計画策定のときには、前後の整合性は考えていただきたいと思っております。

他に何かございませんでしょうか。

春グマの追上げを削除した件につきましては、委員の皆様いかがでしょうか。

板垣委員：私も今朝早く起きて読んできました。最初に気付いたのが春グマの追上げが何処を探しても無いということで、今の説明を聞いたのですが、画期的な対策であるので今回は消えても、次回の保護管理計画には是非盛り込んで実行に移してほしいなと思っております。

事務局：春グマの追上げについては、他の近県で実施しているという事例もあるそうですので、県でも春先に様子を見に行こうという話もあったのですが、色々ありまして流れてしまいました。どう進めていくかをこの計画期間内で勉強しまして、次回の保護管理計画では入れたいと考えております。よろしくお願いいたします。

部会長：ということでよろしいでしょうか。

春グマの追上げは、やはり大事な論点だと思います。できるものであれば、試験的にでも始められたほうがよいと思っておりますので、今回は無理としても次回の改訂のときには、検討をしていただきたいと思っております。

その他いかがでしょうか。

無いようであれば、私から細かなところで恐縮ですけども、4ページのc)県南部ですが、そこで「ブロックでは一番多い捕獲数」とありますが、ブロックという用語がここで初めて出てきたと思っております。ここでいうブロックとはどういうことですか。

事務局：そのページに「a)県北部」、「b)県中部」、「c)県南部」と表記してありますが、その3つのブロックのことを指しております。

表現するとしたら、「3地域」というのが適切でしょうか。

部会長：その方がよいと思っております。

次に5ページのハンターの動向のところ「近年は支部会員が減少し」とありますが、ここでいきなり支部会員という言葉が出てきますよね。やはり最初は「猟友会支部会員」としないとなどの支部会員なのか分からないのではないのでしょうか。もちろん、ハンターのことを書いているので分かる人は分かるが、適切に表現するのであれば、猟友会という文言が必要なのではないでしょうか。それから併せて言いますと、その2段落目に「将来的にはハンター数の減少に拍車がかかるものと懸念される」と出ていますが、既に拍車がかかっているわけなので、例えばいっその拍車がかかるとか、より度合いがひどくなるという表現にした方がいいのではないのでしょうか。もう一つ言うと、その上の保護管理を考えるというところで、何の保護管理なのか不明なので、クマとか野生動物の「保護管理」を考えるという表現の方が親切と思われるます。

事務局：御指摘のとおり修正いたします。

部会長：よろしくお願いいたします。

委員の皆様，他によろしいでしょうか。

伊澤委員：9ページの錯誤捕獲ですが，ツキノワグマに対してはいいですが，イノシシの側に立ったら，イノシシの被害は大変で仙台市を越え県北まで広がっています。今まで使っている箱わながあります。それを全部使えなくするということですか。全部穴を開けなかったら使えないということにするのか。また，くくりわなはまだ使用していますね。くくりわなを使っている農家，被害で苦しんでいる農家をどう説得するのか。防止対策を講じると書いてありますが，一体何をやろうとしているのかわからない。本当に真剣にツキノワグマを考えるのなら，錯誤捕獲はかなりあります。これまで使用している箱わなに穴を開ける費用を全て県が負担するというとこまで腹をくくってこれを書いてあるのか，単なるきれいごとで書いてあるのか。現場でイノシシの被害が大変多く，大変深刻であるという状況の中でスラッと書かれて，果たしてこれでどうするかという話になったときどこに接点があるのかというのが一つ。それと，単にイノシシ檻だけではなく，最近サル檻にもクマがかかっています。だからイノシシに特定するだけではなく，サル檻にも穴を開けることも考えなければならない。錯誤捕獲については，もう少し詰めて考えていかないと，単に対策を講ずるとふっと言ってしまうといういろんな問題が起こってくる。それに関連しますが，11ページの短期的モニタリングの表中の動向調査の一番右，「学習付け移動放獣した個体のイヤタグによる動向調査」とありますが学習付けしていない個体はほったらかすという意味ですか。錯誤捕獲で山奥に放獣されていますね。その個体は，学習付けされていないから，ほったらかしにする。それは，もったいないと思います。学習付けと書いてしまうと，学習付けしていないクマはイヤタグも何も付けなくてほったらかすと。片方では資料を集めて，この何年間で生息・動向というのを調査しようと言っているのだからここで学習付けと入れてしまうと条件を付けてしまうこととなる。いかがでしょうか。

事務局：2点目の学習付けした個体のイヤタグによる動向調査についてですが，先ほども説明いたしましたとおり，最初は試験的に実施し，それから積極的にと思っておりますが，できるのであれば最初から学習放獣ありきでいければよいと考えております。ですから，錯誤捕獲も含めて捕獲したクマにはイヤタグ等の標識を付けて学習させた後に放獣していければと考えておりますので，この表現につきましては，修正を考えます。

1点目の錯誤捕獲について，脱出用の穴を開ける負担を行政側が資金面でサポートするかまでは考えておりませんでした。また，イノシシだけではなくサル檻もということですので内部で詰めて再度，文書でお諮りしたいと思います。

部長：ということですが，よろしいでしょうか。

学習付け放獣というのは，できるだけやればすばらしいと思うのですが，岩手でも進めているのですが，ほとんど行われないんですね。なぜかといいますと，麻酔をしたりする態勢が整っていないものですから，結局ハンターの人たちは振興局へ連絡してもすぐ獣医が来てくれることもないということもあって，そのまま山へ移動して戸を開けて逃がすというのが現状です。ですから，ここに書かれるのは非常に良いことなのですが，同時にそれができる体制作りもやっていかないと単に書いてあるだけで，実際は学習放獣は全然できないということになりますので，その辺は是非，ここに書いた以上体制作りもするということもお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

もう1点ですが，個体数管理のところ，7ページの2)の枠の中ですね。推定された生息数というのは非常に幅があるので，どれを目標に下回らないようにするのかというところが，パブコメをしたときに質問が出るのではないかと思います。今回は上限数を定めるときも中央値に8%

かけている訳なので、ここでも生息数の中央値を下回らないように書いておいた方がいいのではないのでしょうか。上限数というところも中央値という8ページの一番上ですよ。現在の推定生息数の8%の50頭とすると書いていますが、推定生息数は幅があると書いていますよね。それで中央値がいくつだという書き方しかしていないので、一番はっきりするのは、中央値を使っているわけですからここに中央値の8%の50頭。それでその次のさつき指摘したところも(中央値)を入れておいた方が明確だと思いますが、あえてそう書かない方がよい理由があるのでしょうか。

事務局：3月の部会の議事録を読ませていただいたのですが、最初は生息数を下回らないようにするという表現だったのですが、それだと50頭とれば推定生息数からマイナス50頭でその時点で減ってしまうのではないかという意見をいただいて、そこで議論をされた内容を正確にこのように表現したつもりだったのですが、推定生息数に具体的な数字を入れるというところまで意見が出ませんでしたので、このような表現にいたしました。

部会長：確かにそういう議論がありましたね。

この辺、皆様の意見を聞きながら判断を下したいと思いますがいかがでしょうか。

今のとおり、推定生息数にとどめるか、もう少し具体的な数値が分かるような示し方をするか。

伊澤委員：推定生息数では幅がありますから、正確に書いておいた方がいいと思います。

岡委員：中央値で計算していますよね。

事務局：中央値です。

部会長：そうであれば、中央値というのを()書きで入れませんか。

事務局：心配なのが633頭というのを捕獲した後、下回ってないのか。その部分の検証で外部から突っ込まれないかと。50頭捕獲してその結果、実際何頭なのというところはクマに限らずシカでもイノシシでもそういう話になってくることを心配しております。

伊澤委員：妥当な数字はそれしかないもので、これはあくまでも1年半、当座これでいくと。数字を出さなかったらどうしようもないので、中央値をとりあえず載せる。その代わりにそれに見合うデータを収集するという形しか方法がないと思います。

事務局：わかりました。そのとおりにさせていただきますと思います。

部会長：捕獲するのは夏から秋ですので、春に生まれた分を捕るという説明もできるんじゃないですかね。ですから、駆除が始まった時には、春に生まれた分が増えているんで、それを50頭捕るんだということで、一応つじつまは合うような気はします。

その他、いかがでしょうか。

岡委員：最小値401頭から最大値896頭、これは全部同じ確率ではありませんのでその真ん中の633頭というが確率が高いということですから、中央値で気になさることは全然ないと思います。8ページの「1)捕獲上限の設定」の下のほうに「適時適切な生息調査」が2回出てくるんですよ。どっちかいらないですよ。

事務局：そうですね。文章が重複しています。訂正します。

岡委員：9ページの捕獲数の管理で「捕獲数の迅速な把握と周知が必要となる」と書いてあって、これにかかわる内容としては11ページの個体情報・捕獲記録が使われると思うんですが、どれだけ捕獲されているかということですよ。迅速にモニタリングができるのかと思うのですが。これは上限数を超えるようなときには検討するという書き方になっているので、かなりリアルタイムに集めないといけないですが、短期的モニタリングだと最後に全部集めようかなというふうにも見えてしまうんですけども、そのところの計画等はあるのですか。

事務局：後からお諮りしようと思ったのですが、年間50頭という捕獲頭数とした場合に有害でいくら捕って残り分を狩猟でということ、50頭に収めていく上で部会の先生方に、有害鳥獣でこれくらい捕りましたから、狩猟のときにはこれくらいですという情報を提供しまして、部会を開催して狩猟の目標頭数を定めるか、それとも、メール等で周知させていただき、狩猟の頭数を定めるかを後からお諮りしようかと思ったのですが、イメージとして有害捕獲は県が許可権者ですので有害捕獲の許可をこれくらい出して実績はこれくらいですというのは、きちんとした形ではなくても報告を受ければリアルタイムで情報を取れると思っております。狩猟を含めるとなると狩猟が終わって報告がないと集計ができませんので果たして年間で50頭を超えているかという判断は最後の最後になってみないとわからないのかなというところでございます。ここでは捕獲報告票の収集というのを載せていますがイメージとしては、有害についてはリアルタイム、狩猟についてはタイムラグが発生するようなイメージであります。

岡委員：狩猟は、多分問題ないんですね。狩猟期間は11月15日からですね。それまでに夏の有害駆除がどんとできてきますから、その時点で狩猟される方に対して、自粛をお願いするかどうかという判断をするので、全体の数について狩猟は考慮しなくていいんですね。

続けていいですか。被害金額について5ページ「(5)農林業等被害の状況」と書いてあって、そこに説明する文書があって表9から図23まであるんですけど、パブコメ起案するときは、後ろの表も付くんですね。

事務局：はい。

岡委員：そうすると、多分この図が見にくくて46ページから49ページまでですが、表10はタイトルがついている表がありますよね。その下に図20がグラフになっていますが、その上にある表は、表10の一部を抜いたものです。これは削除していいと思います。情報が重複して見方が非常に見にくいと思います。47ページから49ページまで同じ図表が続くのですが、メインは図ですね。これも上の表と真ん中にある表が重なっている。グラフも推移を表しているので折れ線の方がいいと思います。その方が見やすいと思います。グラフがあれば表も要らないような気もしますが実際の数値があった方がいいと思います。表を書くのであれば文章中に被害額1,000万円前後とありますから合計があった方が親切だと思います。

部会長：今の点は私も全く同じように感じていまして、普通は表を出したらグラフを出さないとか、グラフ出したら表を出さないとかどちらかなんです。よりサービスをするというのであればそれはそれで構わないと思いますが、今のままだと見難いです。表10のタイトルがおかしい。被害作目の被害推移というのは訳が分からないタイトルがついていますし、47ページの図の方には、タイトルが全然無いのでこの辺は工夫をしていただきたいなと思います。表も載せるかどうか内部で、もう一度検討されてはいかがでしょうか。

その他いかがでしょうか。

板垣委員：1ページの下から4行目、「ツキノワグマが人里に出没する理由としては、」で始まり、そして結びとして「議論されている」という文章になっているのですが、主語述語の関係がはっきりしていない。こここのところの諸説というもおかしい。理由としては、これこれの要因が考えられるというのが文章の流れだと思いますので、そのあたり書き換えた方がいいなと思います。もう一つ細かい事ですけども11ページですが、(4)の下(1)から(6)ですが、文字があちこち行っており、お見せするのだから、整えた方がいいと思います。それと全体を通して、全角と半角が入り乱れているので統一した方が、よいと思います。

事務局：御指摘のとおり訂正いたします。

部会長：細かいついでに、29ページの表5ですが、ここにも保護管理ユニットという文言が入っていますね。本文にはユニットという言葉がどこにも出ていないのでこれもおかしいのではないかと。それから、ユニット名で県南部の下がその他となっています。これは観察区域ではないでしょうか。

事務局：観察区域になります。訂正いたします。

部会長：ユニットは、これでいいのですか。

事務局：この部分は文言を訂正いたします。

部会長：よろしく願います。

ユニットというと、環境省が出しているユニットとってしまうので修正をお願いします。

その他質疑等ございませんでしょうか。

せっかくですので、後ろの資料の方も見ていただきたいと思います。

学習放獣とかですね。その辺ももし何かあればお願いします。

ついでに言うと14ページの表も変な文言がいっぱいあります。「証明」の設置は「照明」です。その下に捕獲保護と書いてありますがどういう意味か。これは捕獲して生け捕りして、保護したという意味か。それとも書き間違いでしょうか。

農産園芸環境課：捕獲した後、放獣しているということです。

部会長：それなら、捕獲後放獣と書いた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

56ページ資料6の学習放獣マニュアル(案)ですが、これ実は丸ごと岩手県をマネしているような気がします。それはそれでいいのですが、岩手県には、一言連絡でもしているのでしょうか。後でお答え願います。

それで、問題なのは「6.放獣対象地」なんですよね。(1)の「捕獲した市町村の行政区域内とする。」とありますが、実態として、他の市町村へ持っていけないというのは分かるのですが、その下の半径約4kmとか概ね12km以上とか、こうやって書きちゃうとほとんど放獣場所がなくなってしまうと思います。ですので、あえてここに捕獲した市町村内と書いた方がいいのかどうかは検討された方がいいと思います。それから(2)半径約4kmの円内に人家、農地、人がよく徒歩で通行する道路(登山道など)、野外レクリエーション施設がない地域で、ツキノワグマの餌となる果実を多く産する落葉広葉樹林が優占する地域が望ましい。」と(3)捕獲地点から直線距離にて概ね12km以上離れた地点で、可能な限り遠隔の地が望ましい。」などは、岩手県の調査結果から入れたのですが、これが今、岩手では障害になっておりまして、結局これを持ち出されるとどこにも放獣できない。どこに移動しても4km以内に人家がある市町村があって、市町村から「このとおり放獣と言われたら、1頭も放獣できない。」と言われたこともあり、それで、もめたことがあります。面積の広い山の多い岩手ですらそうなので、より狭い、あるいは居住域がどんどん広がっている宮城県でこう書きちゃうとほとんど放獣できないと思います。12km離れたとなると、ひょっとしたら山形県まで行かないと無い、という話になりかねないので、この辺はそっくり岩手を参考にされずに宮城県の実情に合わせた中身にしないと、このとおりにしたらどこにも放獣できないという話になりかねないと思います。それから、次の「(4)の北上山系と南奥羽山系について、これはいいのですが、その後ろの「なお、東北本線をもって山系の境界とし、」と言うのは岩手県の記事そのままなんですよね。宮城県では東北本線をもって境界にはならないはずなんです。県南のほうは東北本線は両側とも奥羽につながっている山でしょ。岩手は確かに東北本線で北上と奥羽に分かれています。宮城はそうならないのでこの辺もおかしいです。ついでに言うと57ページの一番上の方ですね。「(1)の地方振興局と市町村が

協議を行い」とありますが、宮城県は地方振興事務所ですね。岩手県のをそのままなのでこんな変なことになってしまうので、その辺を十分吟味して書かれた方が良いと思います。いかがでしょうか。

事務局：宮城県に置き換えまして内容を検討したいと思います。行政区域内だったり半径約4 km、概ね12 km以上だったりという具合的数字を入れることで不具合等が発生するのか、岩手県と話しまして実情を調査して、入れない方がいいのであれば、あいまいな表現に訂正させていただきたいと思います。

それから、北上山系と南奥羽山系についても地理的状況を見まして境界線をどこで引くべきかを調べて正しい表現になるよう書き直したいと思います。

部会長：よろしく願います。

その他何かございませんでしょうか。

国有林への放獣はいいのですか。岩手県は全く駄目ですが、宮城県ではできそうですか。

事務局：まだ、話はしていないのですが、駄目と聞いております。

伊澤委員：捕獲してその箇所からとなると、宮城県で放獣する場所は絶望的に無いですよ。これは、はっきり言って無いです。これは、やめてその捕まった水系の源流部とか、うまく言っておくしか今は方法が無いと思います。

部会長：岩手県でも保護管理計画の委員会をやっているのですが、国有林からも委員をやってもらい、出席してもらっている。そこで、ちくちくと言うわけですよ。国有林では放獣できないと。それで、持ち帰って検討してもらったりしているのですが、次々と担当が替わるので結局毎回同じ事を言わないといけないのですが、国有林の存在は、東北地方において大変大きいので是非、独自に説得をされるとか、この委員会に国有林の方に入ってもらうとか考えていかないと、国有林が閉ざされているとほぼ放獣は不可能だと思います。実を言うと黙って持って行って放獣するときもあります。それは、やはり形としてよくないので大っぴらなところで議論をして、駄目ならなぜ駄目なのかというあたりも含めて話し合いをする場も必要かなと思います。是非御検討ください。その他いかがでしょうか。

勝又委員：56ページの有害鳥獣駆除と有害鳥獣捕獲という言葉も混同されて使われています。今は有害鳥獣駆除という言葉は使わないと思いますので訂正された方がいいと思います。それと、猟友会委員の日当について、費用的な手当とありますが計画の中で考慮されている面があるのか。無いのであれば、手当という言葉は書かない方がいいのではないかと思います。このマニュアルそのものが岩手県と同じようであれば、再考されたほうがいいのかというイメージを受けました。

部会長：この手当は何か考えているのですか。

事務局：今年度の予算措置について、モニタリング調査費は予算化されていません。次年度以降、追跡調査等実施する場合に日当を払うかまでは決まっておりませんが、予算を措置していかなければ到底できませんのでその辺を考えております。ですから今の段階では公表を前提にするのであればこの部分は削除という形で対応したいと思います。

捕獲と駆除については、捕獲という表現に統一させていただきたいと思います。

部会長：マニュアルにつきましては、宮城の実情に即した内容で再考された方がいいと思いますので是非御検討ください。

大久保委員：16ページと17ページの重点区域の左の表を見たときに東北自動車道を境に以西を重点区域とするということで線が引かれているんですが、表を旧市町村ごとに見ますと、美里や涌谷が重点区域となっていたり、誤りがあるので、もう一度精査いただきたいと思います。

事務局：御指摘ありましたとおり，精査しまして訂正いたします。

部会長：では，そのようにお願いします

板垣委員：10ページの被害対策のところですが，前回も言いましたが，電気柵を押し進めるときに下刈りと適正な管理も含め市町村と進めていくとありますけども，下刈りというのは，結構重労働になると思います。これを市町村として職員がやるというのは結構厳しいと思います。市町村の職員がやるというのであれば別ですが。電気柵にお金をかけるのであれば，もっと別の方法がないものかと。長野県でやっているクマ追い犬を猟友会として飼うとか行政として飼うとか考えてほしいなと思います。

それから2番目の追い払いの，空砲とは果樹園で鳴っている音なのか，火薬を使って銃器でやるものなのか。果樹園で鳴っている音であれば，威嚇して安全に山へ追い払うことはできないと思う。鉄砲を持って山へ追い込んでいくのが追い払いだと思うので，この空砲とは，何を指しているのか。

もう一つ，イノシシの被害が広がりつつあると思う。クマ対策イコールイノシシ対策になってきて，イノシシが侵出してくればわなも増える。その分錯誤捕獲も増えるということなのでクマ対策を進めるときにはイノシシ対策も押し進めていかないと。ここに短い文章でイノシシのことが書いてあるが，もう少しイノシシのことも踏み込んでいかないとクマはどんどん錯誤捕獲される。あるいは宮城県の場合ですとイノシシを捕る人はみんな角田とか丸森とか南の方で簡単に取れるため，行くんですけども，北の方にイノシシ猟の人を誘引するような対策も取ってほしいなあと思います。それが一つのクマ対策にもなるかと思えます。クマのことを考えたときには被害防除対策というのはかなり重要なものだと思うので，追い払い等は具体的に誰がするのか，人里に下りてきたところの農家の人とするのか，それとも猟友会が動くのか，それとも地元行政の人が動くのか，その辺ははっきりしてほしいと思う。

事務局：どういったことが有効なのかということを開発し実施するということで結んでおりますので，計画を進めていく中で，色々手法等を研究してやっていくということで，あまり具体的なところまでは，想定しておりませんでした。

板垣委員：音だけの火薬を使う空砲はあるのですか。

千葉委員：あります。散弾を入れないで火薬だけ入れて鉄砲で鳴らします。昔は威銃ってありまして，ズメとかもそれでやったのですが今はなくなった。

板垣委員：そうすると猟友会に関係するところは大きいですね。

千葉委員：そうなりますね。許可は振興事務所ですが，隊員は町村ごとに編成していますので依頼するとなれば，その町村ですね。

事務局：イノシシの部分の表記につきましては，被害を受けている地域，特に仙南ですが，イノシシとクマと重複している部分があります。特定鳥獣の保護管理計画ですので，この計画はクマに焦点を絞って，クマの保護管理計画をどうして行くかというところを重点的に定めたいと思っております。イノシシはイノシシで保護管理計画を立てますけど，当然，両方の計画が整合取れるように，両方とも対策をしていかなければいけないと認識はしておりますので，なるべく焦点を鮮明にさせるためにも，イノシシについて，ここではあまり表現しない方がいいのかなと思っております。当然こういう部会があったときにイノシシの対策はどうなっているのということで御意見を伺ってそれについて情報提供するのは全然執行部としては異論ないところです。以上です。

部会長：というところでよろしいでしょうか。

その他ございませんでしょうか。

それでは、大体意見等が出そろったと思いますので、一先ずこの辺で質疑を終了いたしましてツキノワグマ保護管理計画につきましては、本日出されました細かな修正案を修正していただくということで、この原案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

細かな修正を加えた上で了承ということにしたいと思います。

次にその他に入ります。事務局からお願いします。

事務局：計画書(案)の9ページ9行目の「5)捕獲数の管理」の最後の方に「捕獲上限数に達することが予測されるときは「猟友会に対して狩猟の自粛の要請を「ツキノワグマ部会」で検討する。」とありますが、このように部会を開催するのではなく捕獲数等を文書なりメールでお知らせいたしまして意見をいただき、自粛の要請をするかしないかを決定してよろしいでしょうか。

千葉委員：過去にも自粛したことがあるんですよ。猟友会の方で、県の猟友会の方から、今年は自粛ですよと言うとほとんど捕りませんね。守ります。

部会長：そのためだけにまた集まるのも大変だと思いますので、委員全員にメール、その他で連絡をして今年は自粛したいがどうかと、数字も併せて報告してもらい、その意見を集約して決めるという形でよろしいのではないのでしょうか。

事務局：自粛要請するしないにかかわらず有害でこれくらい捕れてますという情報提供は行いたいと思います。

部会長：それは是非お願いします。

それでは以上で計画(案)についての審議を終わりたいと思います。

後は事務局にお返しします。

事務局：今後のスケジュール説明

以上をもちまして本日の特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。